

鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国和牛能力共進会（以下「全共」という。）開催に伴い、市内肉用牛経営体が全国の優秀な肉用牛経営体の調教技術及び飼養管理技術を体験し、共進会に対する理解を深め、次期全共に向けた取組意欲の醸成を図るため、全共視察研修に参加する畜産経営体に対し、予算の範囲内において鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 肉用牛経営新規就農者、親の肉用牛経営を継承するために従事している就農者又は肉用牛経営を営む者であること。
- (3) 18歳以上50歳未満であること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が負担する全共視察研修に係る旅費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 全共視察研修に係る旅費の見積書

(2) 市税の滞納がないことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第6条 市長は、申請人がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住所

氏名

鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金交付申請書

鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市全国和牛能力共進会研修支援事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 全国和牛能力共進会視察研修に係る旅費の見積書
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類